

○旭川市手話施策推進会議規則

平成28年 8 月10日規則第77号

旭川市手話施策推進会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市手話言語に関する基本条例（平成28年旭川市条例第50号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、旭川市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 推進会議の庶務は、福祉保険部障害福祉課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。